

## 結城市金券実施に関する要項

### (目的)

第1条 この告示は、結城市が発行する結城市金券（以下「金券」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、もって市内の消費拡大による経済効果及び景気の浮揚を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 金券 第1条の目的を達成するために、本市によって交付される文書をいう。

(2) 加盟取扱店 特定取引を行い、受け取った金券の換金を申し出ることができる事業者として本市に登録された者をいう。

### (発行者等)

第3条 金券の発行者は本市とし、金券の発行所は結城市役所内に置く。

### (金券の種類及び形式)

第4条 金券は、券面1,000円の単券形式とする。

### (使用有効期限)

第5条 金券の使用有効期限は、9月1日から翌年2月末日までとする。

### (加盟取扱店の募集及び公表)

第6条 市は、加盟取扱店の募集をするものとする。この場合において、加盟取扱店の登録をしたときは、加盟取扱店の登録簿を作成するとともに、加盟取扱店を分かりやすい方法で公表し、市民への周知を図るものとする。

### (登録資格)

第7条 加盟取扱店の登録資格は、市内において、小売業、飲食業、洗濯・理美容・旅館・医療等の各種サービス業及び運輸通信業を営むこととする。

### (登録申請)

第8条 加盟取扱店の登録を希望する者は、結城市金券実施加盟取扱店登録申請書（様式第1号）により、申請しなければならない。

### (登録)

第9条 市は、前条の申請書を受理したときは、申請者が加盟取扱店の登録資格を有することを確認の上、当該申請者に結城市金券実施加盟取扱店証（様式第2号）を交付する。

### (結城商工会議所の特例)

第10条 結城商工会議所は、当該会議所の構成員のうち、加盟取扱店の登録を希望する者に代わり、登録の申請を行うことができるものとする。この場合において、結城商工会議所は、登録を希望する各構成員について第8条の申請書に定める事項を記載した書面を提出するものとする。

### (使用)

第11条 金券は、金券の交付を受けた本人又はその代理人若しくは使用者（以下「使用者」という。）に限り使用することができるものとする。この場合において、特定取引の額を超える額の金券を使用することはできない。

2 金券は、交換、譲渡及び売買を行うことができない。

(金券による販売)

第12条 加盟取扱店は、使用者が金券で特定取引を行おうとする場合は、金券を現金と同様に取り扱うものとする。

2 金券を受け取った加盟取扱店は、再流通を防止するため、金券の右下隅を切り取るとともに、金券裏面に自らの印を押印することとする。

(換金)

第13条 金券発行課は、特定取引において金券が使用された場合は、関係加盟取扱店に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、加盟取扱店は、金券発行課に対し、7箇月以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、第9条の規定により交付された加盟取扱店証の提示及び使用者から受け取った金券の提出を行い、券面記載の金額での換金を申し出なければならない。

3 換金方法は、加盟取扱店の預金口座への振替による。

(事故金券)

第14条 金券保管中に紛失、盗難、破損その他の事故が発生した場合は、金券を交付された者及び加盟取扱店がその責を負う。

2 その他不測の事態が生じたときは、速やかに金券発行課に報告し、その指示を受けなければならない。

(引換え済み金券の管理)

第15条 金券発行課は、引換え済み金券の表面に廃棄印を押印し、5年間保存しなければならない。

(庶務)

第16条 この告示に定める手続等については、第13条を除き、産業経済部商工観光課において処理する。

(委任)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。